

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	群馬県 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に基づく自立支援給付の支給等に関する事務
②事務の概要	群馬県では、精神に障害のある者に対し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給等に関する事務を行っている。 具体的に実施する事務は;①自立支援給付の支給②支給決定の変更③支給認定の変更
③システムの名称	精神保健業務管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: 番号法別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第12条、第19条、第27条、第30条、第44条  情報照会: 番号法別表第二 108～110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1項、第55条第2項、第55条第5項、第55条第6項、第55条第8項、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害政策課 / こころの健康センター
②所属長の役職名	課長 / 所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障害政策課精神保健室精神医療係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2640

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	< I 関連情報>3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 84の項 並びに主務省令第60条 障害者総合支援法 第6条、第24条第2項、第56条第2項	番号法別表第一 84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠	番号法別表第二 108～110の項	情報提供: 番号法別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第12条、第19条、第27条、第30条、第44条  情報照会: 番号法別表第二 108～110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第1項、第55条第2項、第55条第5項、第55条第6項、第55条第8項、第55条の2、第55条の3	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害政策課長 岡部 清 / こころの健康センター所長 浅見隆康	課長 / 所長	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	健康福祉部障害政策課 TEL 027-226-2640 / こころの健康センター TEL 027-263-1166	健康福祉部障害政策課精神保健室精神保健係 千371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2640	事後	
令和1年6月10日	< II しきい値判断項目>1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日 時点	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月10日	< II しきい値判断項目>2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日 時点	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	< IV リスク対策>	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — 請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 — 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ — 連絡先	健康福祉部障害政策課精神保健室精神保健係	健康福祉部障害政策課精神保健室精神医療係	事後	